

在アトランタ日本国総領事館便り（2023年11月号）

◎今回のトピックは以下のとおりです。

- 1 領事窓口時間
- 2 旅券の年内交付について
- 3 在外選挙人登録
- 4 ビジネスメール詐欺にご注意ください。
- 5 治安・犯罪等に関する注意喚起
- 6 在留届の内容の追加・変更等のお願い
- 7 当館ホームページをご活用ください。
- 8 休館日について

1 領事窓口時間

開館日の領事窓口時間は以下のとおりです。手続きにつきましては事前予約制となっております。

窓口時間：（午前）9：15～12：30、（午後）13：30～16：15

領事窓口の予約について（オンライン予約など）は、こちらをご覧ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/yoyakuindex.html

予約サイト

<https://coubic.com/consulatejpatl/647173#pageContent>

なお、オンライン予約のためアカウントを作成された場合は、予約時に入力したデータが利用サービスのサーバーに保存されますので、窓口手続きがすべて完了しましたら、アカウントを削除されることをおすすめいたします。

2 旅券の年内交付について

ご来館のうえ当館領事窓口で旅券を申請し、年内交付を希望する方は、12月19日（火）までに申請ください。

電子申請、郵送による仮申請（居住地条件があります）により年内交付を希望する方は、領事班旅券担当まで事前にご相談ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

メールでのお問い合わせ先 ryoji@aa.mofa.go.jp

3 在外選挙人登録

海外に住んでいても在外選挙人登録証があれば、国政選挙に参加できます。また、令和5年2月17日に施行された最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、国外に居住している国民も最高裁判所裁判官国民審査の在外投票ができるようになりました。

在外投票をするには、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けている必要があります。登録申請はこちらをご覧ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/senkyo_00001.html

総領事館から100マイル以上の遠隔地にお住まいの方など、出頭免除の特例措置があります。申請条件はこちらをご覧ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/%E5%9C%A8%E5%A4%96%E9%81%B8%E6%8C%99%E4%BA%BA%E7%99%BB%E9%8C%B2%E7%94%B3%E8%AB%8B202206.pdf>

4 ビジネスメール詐欺および電話にご注意ください。

ビジネスメール詐欺 (Business E-mail Compromise、略して BEC) は、取引先や経営者などに成りすました偽の電子メールを企業や組織に送り付けて、従業員をだまし、金銭を詐欺師の用意した口座へ送金させる詐欺の手口です。「口座が変更になった」「至急振り込みが必要」など言葉巧みに送金させるように誘導します。また、メールだけでなく、直接電話でも、会社幹部を装い、送金を促す手口もあるとのこと。

今般、日系企業の方から同様の手口の詐欺が多発しているとの情報提供をいただきました。送金を担当される法人・企業の方はご注意ください。

内閣サイバーセキュリティセンター「BECについて」

<https://www.nisc.go.jp/pr/column/20221011.html>

5 治安・犯罪等に関する注意喚起

(1) 車上荒らしの被害がたびたび報告されています。駐車の際は以下にご留意ください。

- 車の中に貴重品や鞆等を置いたままにしない。
- 車から離れる際にはドアのロックを行ったかを必ず確認する。
- 車は店舗やモールの入口付近の人の往来が多い場所に来るだけ駐車するようにする。

(2) 詐欺電話・テキスト・メール (特にソーシャル・セキュリティ・ナンバーを聞き出す詐欺電話等) 等の一般犯罪は多発しており、在留邦人の方も被害に遭われておりますので、以下の点にご注意願います。

【ソーシャル・セキュリティ・ナンバー (SSN) を聞き出す詐欺電話に回答してまった場合】

■SSNの公式サイトで「How to report fraud」としてホットラインの案内が掲載されていますので、ご利用されることをお勧めします。

<https://www.ssa.gov/antifraudfacts/>

(3) また、当館管轄地域内でモール、ガソリンスタンド、運転時のトラブル等による発砲事件、強盗事件等が発生しております。特にガソリンスタンドでの強盗事件については、在留邦人の方が被害に遭われておりますので、以下の点についてご注意願います。

【注意する点】

- 昼間でも事件は発生していますが、特に「日の出前の早朝」、「夕刻」、「夜間」にモールやガソリンスタンド等に行くことは避けようにする。
- 給油の際には、ドアロックを必ず行い、車中に置いてある鞆等を盗まれないようにする。
- モール等では行かれる店舗を予め決めておき、出来るだけ長居をしないように努める。
- イヤホンを付けて音楽を聴きながらの移動は、周囲の音が聞こえず不審者が近付いても気が付くことができないため、大変危険なのでやめる。

【運転時】

- 車に乗り込んだら、必ずドアロックをする。
- 停車中は周囲に気を配る。窓を不用意に開けない。
- 信号待ち等では可能な限り、物売りやホームレス等がいる車線付近への停車を避ける。
- 信号待ち等をする時は、前方車両との車間距離を開けて逃げられるようにしておく。

(4) 万が一犯罪に遭遇してしまった場合

- 銃や刃物を突きつけられた場合、反撃のそぶりを見せれば攻撃される可能性が高くなるため、抵抗せず従うようにする。
- ひったくり等の被害に遭っても、相手や共犯者等に反撃される可能性があるため、むやみに犯人を追跡して取り戻そうとしない。
- クレジットカードやキャッシュカードを盗まれた場合は、速やかにクレジットカード会社や銀行に連絡し、支払い停止手続きをして、被害を最小限に抑えるようにする。
- 警察に被害の届出をし、ケースナンバー（ポリス・レポート）を取得するようにする。

(5) 当館管轄地域における、生活安全情報（安全の手引き、弁護士協会・警察・医療機関の連絡先、事件情報等）を以下の当館 HP に掲載しています。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/bohan.html

安全の手引き

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/files/100461170.pdf>

(6) 「海外安全虎の巻」は以下の URL からダウンロードできます。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

6 在留届の内容の追加・変更等のお願い

事故や災害等で被害が生じる恐れある場合や被害が生じた場合、当館から皆様の安否確認や状況確認、情報提供を行う際には在留届に記載頂いている情報に基づいて行っております。つきましては、「住所」、「電話番号」、「携帯電話番号」、「Eメールアドレス」に変更が生じた方は速やかに以下の要領で変更手続きを行って頂きますようお願いいたします。

なお、外務省では、毎年10月1日現在の海外在留邦人数を調査しており、9月1日以降、該当する方に対し、送信元アドレス：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp から、件名：「【外務省からのお知らせ】在留状況を確認しています。」にて在留確認のメールが送信されますので、予めお伝えいたします。（送信元アドレス：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp には返信できませんので、ご了承ください。）

また、当館からも個別に送信元アドレス：ryoji@aa.mofa.go.jp から件名「【帰国・転出届】〇〇 〇〇様」にてご連絡しております。受信された方は、送信元アドレス：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jpにご返信いただく形で、滞在期間の延長、又は帰国・転出の手続きをお願いします。

(1) 引き続き当館管轄内にお住まいで「住所・電話番号・滞在期間等」に変更がある方
■インターネット（オンライン在留届（ORRネット））から在留届を提出された方
オンライン在留届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

での手続きをお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

■在留届用紙に記入して届け出られた方

「変更届」（以下のURLからダウンロードできます）をEメール（ryoji@aa.mofa.go.jp）で提出してください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/henko202010.pdf>

(2) 既に日本に「帰国」されている方、他の在外公館の管轄区域に「転出」された方

■インターネット（オンライン在留届（ORRネット））から在留届を提出された方
オンライン在留届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

での手続きをお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

■在留届用紙に記入して届け出られた方

「帰国・転出届」（以下のURLからダウンロードできます）をEメール（ryoji@aa.mofa.go.jp）にて提出してください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/kikoku202010.pdf>

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

7 当館ホームページをご活用ください。

(1) 当館ホームページでは、当館の活動や管轄地域等に関する最新情報をトップページに掲

載しております。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(2) また、以下の各種申請についても当館ホームページで確認できます。

(ア) 日本国旅券（パスポート）に関する各種申請

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

※パスポートの郵送による仮申請について

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/enkakuchi.html

(イ) 各種証明の発給申請

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shomeiindex.html

(ウ) 戸籍・国籍に関する届出（出生届、婚姻届、国籍喪失届等）

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kosekiindex.html

(エ) 在外選挙人登録・投票方法等

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zaisen.html

(オ) 日本国査証（VISA）の申請（英文）

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/visitingjapan.html

8 休館日

- 1 1月10日(金) Veterans Day (米国の休日)
- 1 1月23日(木) Thanksgiving Day (米国の休日)
- 1 1月24日(金) State Holiday (GA州の休日(振替))
- 1 2月25日(月) Christmas Day (任国の休日)
- 1 2月26日(火) Washington's Birthday (GA州の休日(振替))
- 1 2月29日(金) 行政機関の休日 (年末休暇)

※このメールは、当館が管轄するジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、アラバマ州の在留邦人の皆様にお知らせすべき情報を在留届に登録されているメールアドレスに配信しています。

在アトランタ日本国総領事館領事班

Phipps Tower Suite 850

3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326

電話：(404)240-4300 (代表)

メール：ryoji@aa.mofa.go.jp